

議案第 7 2 号

市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の
一部改正について

市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 2 月 1 8 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成 5 年条
例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「市川市南八幡デイサービスセンター」の次に「及び市川市
南行徳デイサービスセンター」を加え、「第 8 条第 1 6 項」を「第 5 条の 2」に
改め、同条第 2 項中「市川市南八幡デイサービスセンター」の次に「及び市川
市南行徳デイサービスセンター」を加える。

第 1 1 条第 4 項中「第 2 項」を「前 2 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項の
改正規定（「第 8 条第 1 6 項」を「第 5 条の 2」に改める部分に限る。）及び
第 1 1 条第 4 項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第11条第4項の改正規定の施行の際現に市川市南行徳デイサービスセンターの管理を行う指定管理者及び平成26年4月1日以後に同センターの管理を行う指定管理者の指定の基準については、平成27年3月31日までの間においては、改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

認知症の居宅要介護被保険者等が増加している状況を踏まえ、南行徳デイサービスセンターを認知症対応型通所介護等を行う施設とするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。